

平成 18 年 11 月 10 日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 20 番 3 号
株 式 会 社 ギ ガ プ ラ イ ズ
代 表 取 締 役 下 津 弘 享
(コード番号：3830 名証セントレックス)
問 合 せ 先 : 取 締 役 総 務 部 担 当 松 本 泰 三
電 話 番 号 : 03 - 5614 - 9600 (代 表)

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 1,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 | 未定(平成 18 年 11 月 22 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が会社法上の払込金額を下回る場合は、本株式募集を中止するものとする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 未定(平成 18 年 12 月 5 日に決定される予定の引受金額を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。) |
| (4) 発 行 価 格 | 未定 |
| (5) 募 集 方 法 | 一般募集とし、K O B E 証券株式会社、東海東京証券株式会社、S B I イー・トレード証券株式会社、岡三証券株式会社、I P O 証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、高木証券株式会社、オリックス証券株式会社に買取引受させる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定後、払込金額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案したうえで、平成 18 年 12 月 5 日に決定するものとする。
ただし、引受価額(引受人が当社に払込む金額)が払込金額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (6) 払込取扱場所 | 株式会社りそな銀行 浅草支店 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 引受契約の内容 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (8) 申込期間 平成18年12月7日(木曜日)から
平成18年12月12日(火曜日)まで
- (9) 払込期日 平成18年12月14日(木曜日)
- (10) 受渡期日(株券交付日) 平成18年12月15日(金曜日)
- (11) 申込株数単位 1株
- (12) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (13) 前記各事項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 普通株式 200株
- (2) 売出価格 未定(平成18年12月5日に決定される予定)
なお、上記1.における発行価格と同一とする。
- (3) 売出人及び売出株式数 下津 弘享 200株
- (4) 売出方法 K O B E証券株式会社に全株式を買取引受させる。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止とする。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 株券受渡期日 平成18年12月15日(金曜日)
- (9) その他この売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前期各事項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。ついで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

(イ) 発行新株式数 普通株式 1,000 株

(ロ) 売出株式数 普通株式 200 株

(2) 需要の申告期間 平成 18 年 11 月 27 日 (月曜日) から

平成 18 年 12 月 4 日 (月曜日) まで

(3) 価格決定日 平成 18 年 12 月 5 日 (火曜日)

(発行価格及び売出価格は、払込金額以上の価格で、
仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成 18 年 12 月 7 日 (木曜日) から

平成 18 年 12 月 12 日 (火曜日) まで

(5) 払込期日 平成 18 年 12 月 14 日 (木曜日)

(6) 株券受渡期日 平成 18 年 12 月 15 日 (金曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 13,015 株

公募増資による増加株式数 1,000 株

公募増資後の発行済株式総数 14,015 株

3. 増資資金の使途

今回の公募増資による手取概算額150,600千円(注)については、借入金の返済および運転資金に充当する予定であり、調達資金は具体的な資金需要が発生するまでは安全性を重視した金融商品で運用していく方針であります。

(注) 有価証券届出書提出時における想定発行価格(180,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益配分については重要な経営課題と認識しておりますが、過年度において配当を実施しておりません。

今後の事業展開にあたり、急速に進歩する技術への積極的な対応を図ることで、中長期的に安定した業績の向上による経営基盤の強化を目指します。

(2) 今後の株主に対する利益の具体的増加策

当社は、株主に対する利益還元を経営上の主要事項と認識しておりますが、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、当面は配当を行わずに内部留保を優先することで財務体質の強化を図る方針であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。うえて、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	773.33円	2,424.68円	9,461.36円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本利益率	3.2%	9.4%	33.9%
株主資本配当率	-%	-%	-%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 平成17年3月期及び平成18年3月期の数値については、新日本監査法人の監査を受けておりますが、平成16年3月期につきましては、監査を受けておりません。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案した上で決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。